

「未来志向型の取引慣行に向けて」に関する自主行動計画のフォローアップ調査（2018年度）集計結果

情報サービス産業協会 企画調査部

2018年9月から10月にかけて、JISAでは、「情報サービス・ソフトウェア産業における適正取引の推進のための自主行動計画」の一環として、会員各社の取引適正化に係る取組状況や課題を定量的に把握するため、経済産業省中小企業庁が定める業界横断的な自主行動計画の「フォローアップ指針」を踏まえた調査（以下「2018年度調査」という。）を実施した。

本調査は今後も定期的実施する予定であり、回答企業への謝意と本調査の周知を兼ねて、2018年度調査の結果を本稿で紹介する。ご承知のとおり、本調査は、政府の重要施策の一つである未来志向型の取引慣行の醸成に資する取組であり、取引の現状と課題を把握する上で重要な意義を有している。会員各位には次年度以降も回答にご協力をお願いしたい。

なお、自主行動計画策定団体のうち、経済産業省所管の8業種26団体が2018年9月から11月に調査を実施し経済産業省中小企業庁に報告したフォローアップ調査の概要は、以下のサイトで公開されているため、参照されたい。

○中小企業庁

「未来志向型の取引慣行に向けて」に関するフォローアップ調査の結果（2018年12月21日）

<http://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181221008/20181221008.html>

2018年度調査の実施時期と回答件数

調査対象：JISA会員企業

調査期間：平成30年9月7日～10月31日

回答件数：87社

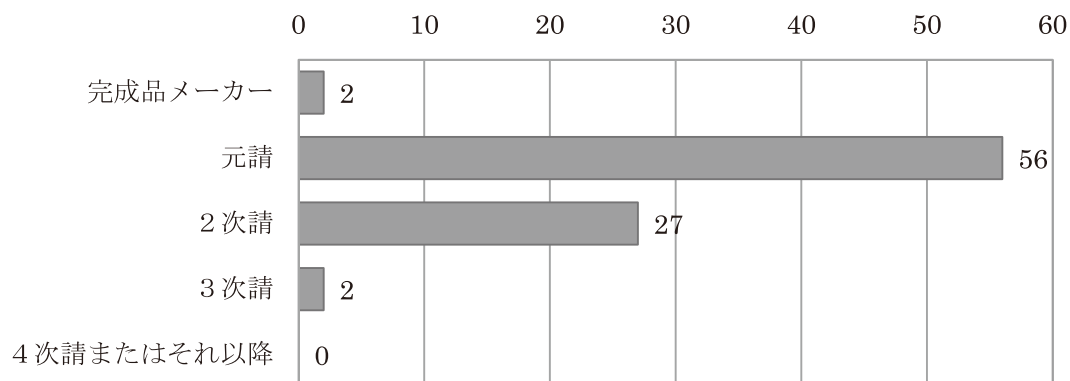
調査の構成と見方

本調査は、回答企業の属性を確認する「Ⅰ基礎情報」、役員や各部門への浸透、取引対価の見直しへの対応、連結会社・サプライチェーン全体での取組状況を問う「Ⅱ. フォローアップにおける重要改善指標（プロセス）」、価格決定に当たり取引当事者双方が合意した事項の反映状況、手形の利用状況、生産性向上に向けた取引先との取組を問う「Ⅲ. フォローアップにおける重要改善指標（結果、取引条件）」、業界団体や政府への要望などを問う「Ⅳ. その他」で構成している。

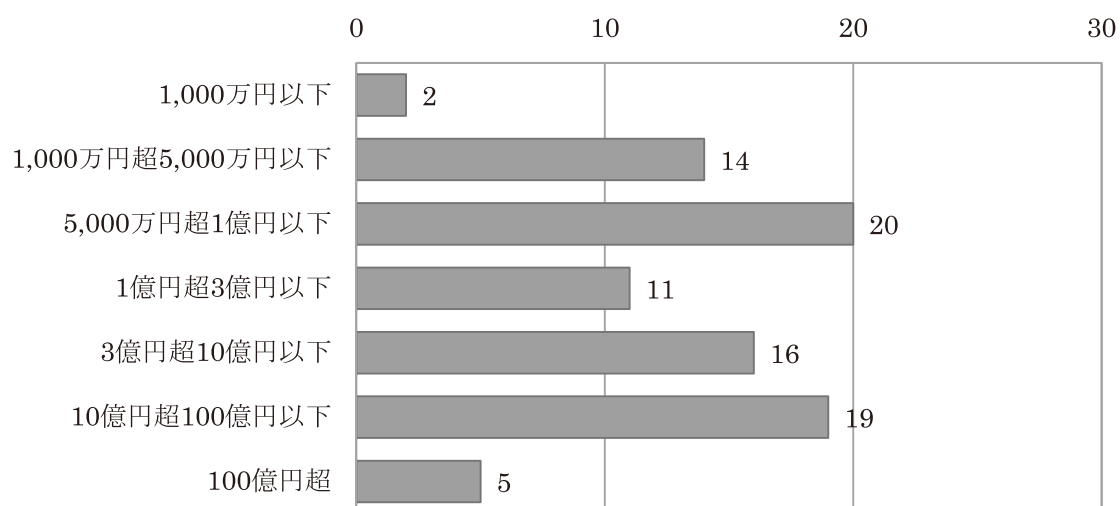
本調査における対象取引は、下請ガイドラインの対象となる取引（広義の下請取引）であり、下請法対象取引（狭義の下請取引）に限定するものではない。本調査の一部に、下請法対象となる取引に限定した設問があるが、その部分には、＜狭義＞と表示している。

I. 基礎情報

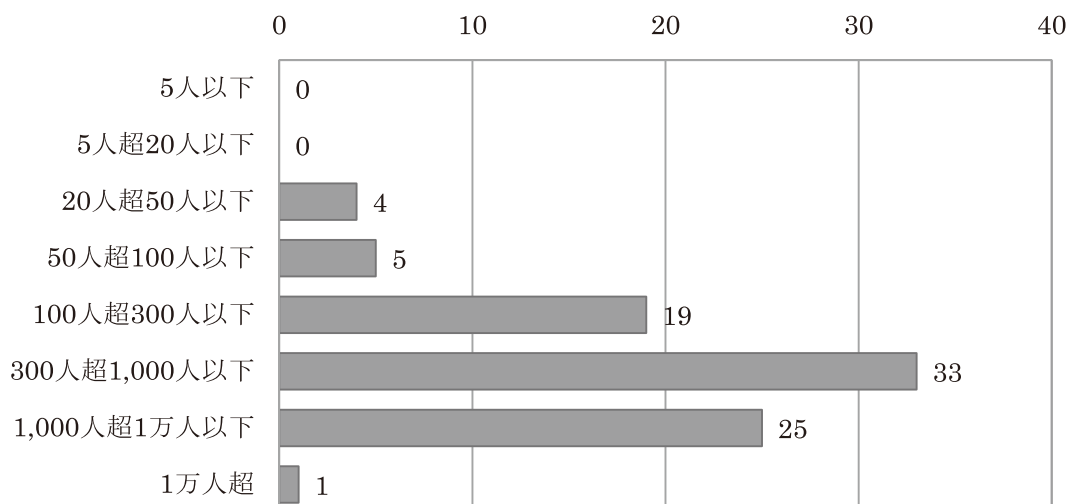
設問1. 貴社自身の取引上の地位に最も近いものをお答えください。



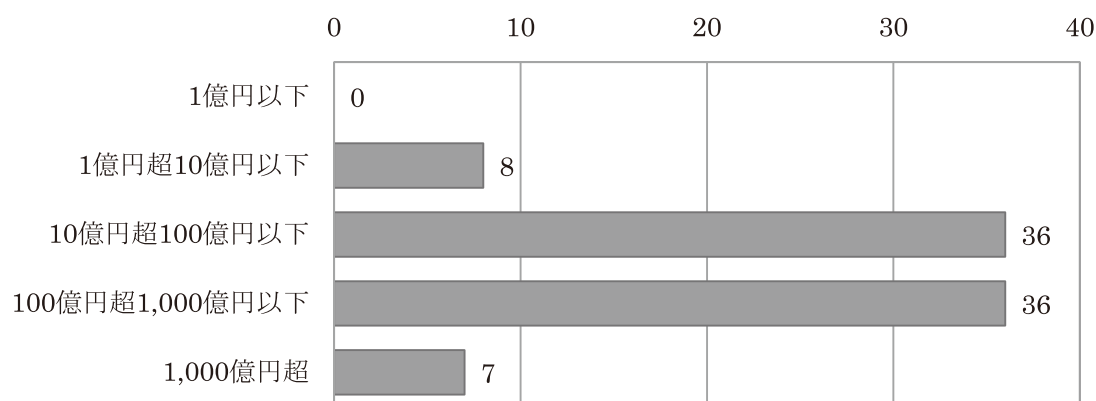
設問2. 貴社の資本金をお答えください。(単独決算)



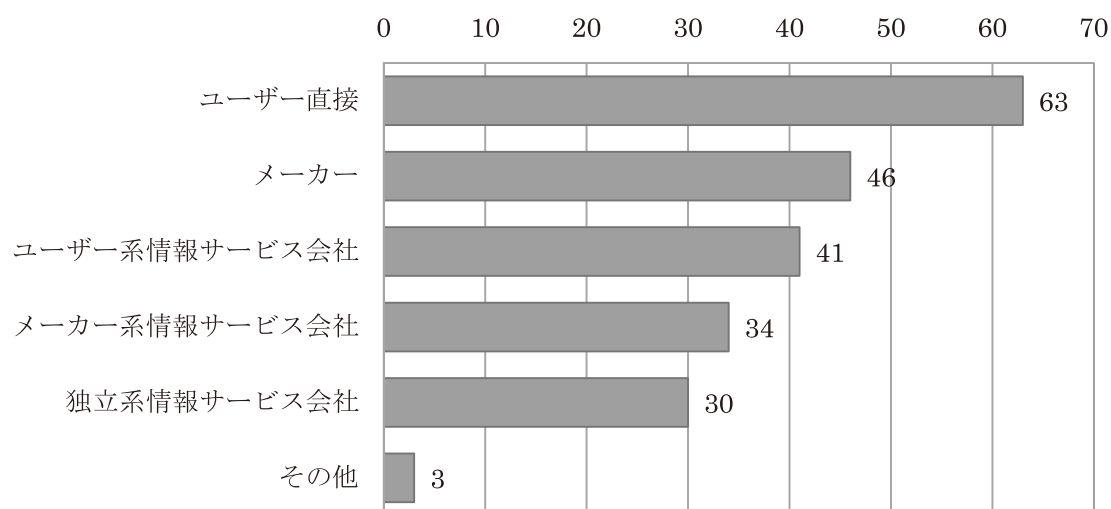
設問3. 貴社の従業員数をお答えください。(単独決算)



設問4. 貴社の売上高をお答えください。(単独決算)

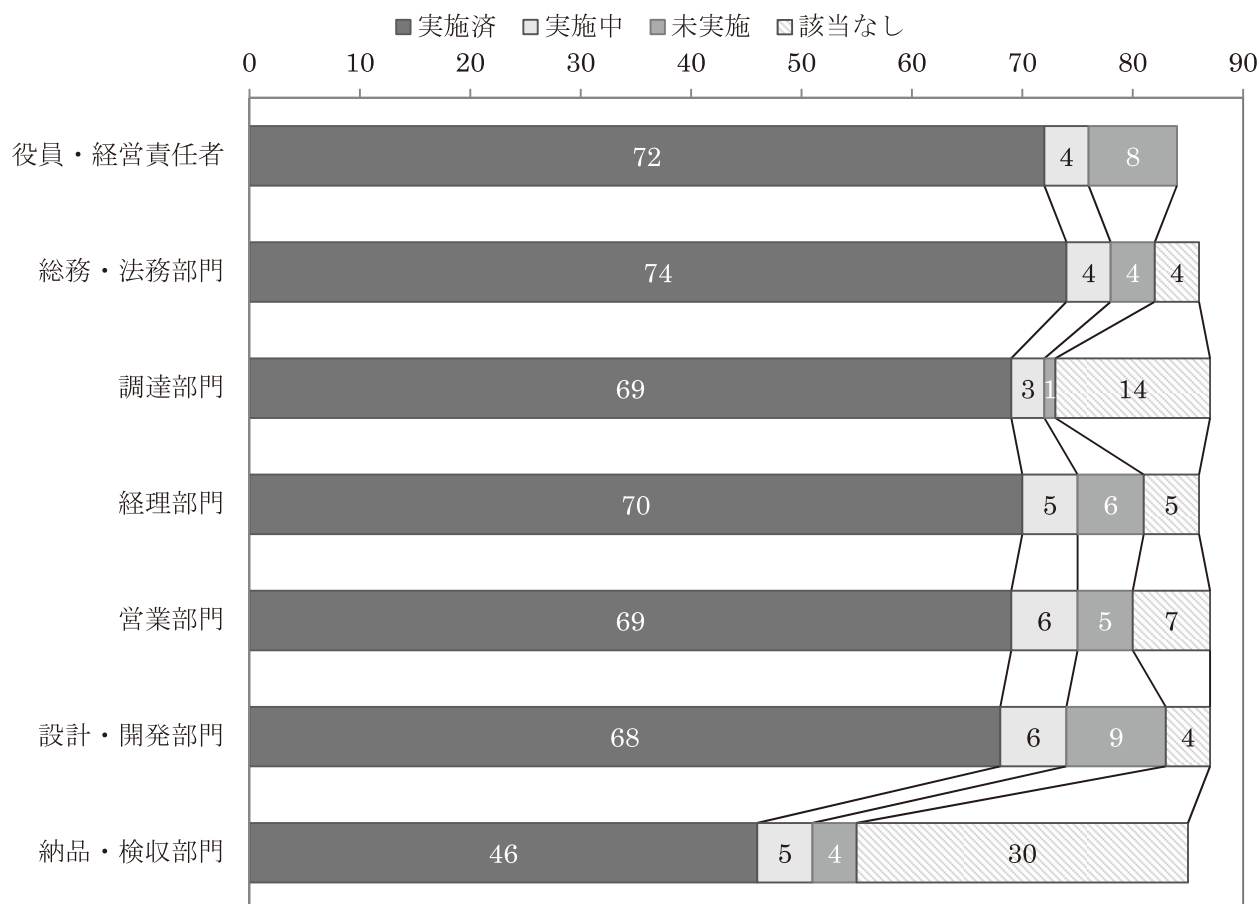


設問5. 貴社への主な発注元について選択してください。【複数回答可】

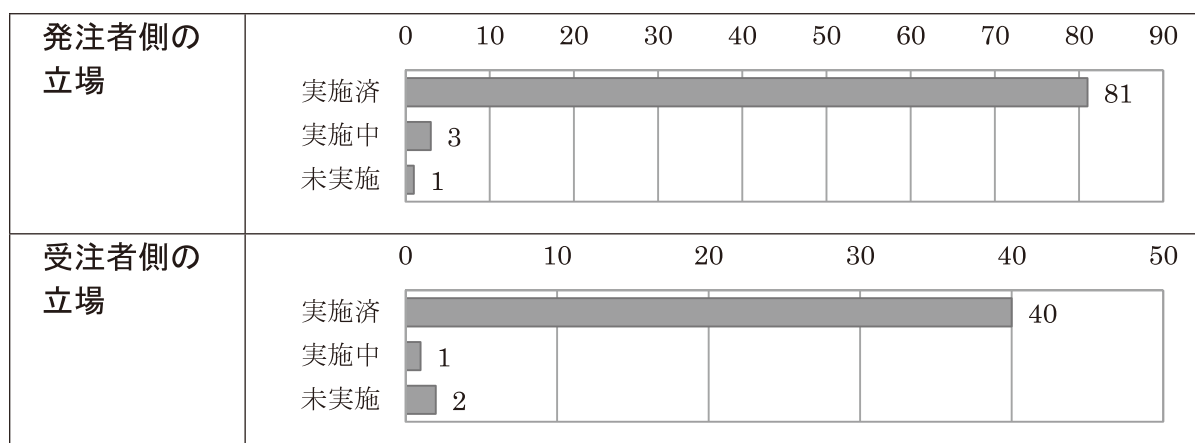


Ⅱ．フォローアップにおける重要改善指標（プロセス）

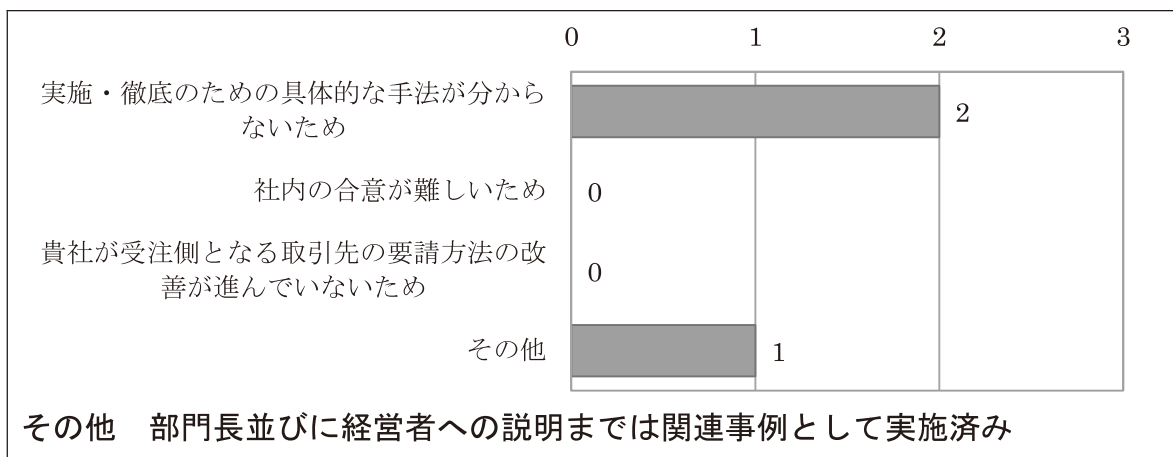
設問6. 下請法や下請ガイドライン、自主行動計画の内容について、各部門の役職員に対して、それぞれの職責・職務内容に応じて、必要な内容を周知し、教育等を通じて浸透・徹底されていますか。＜広義＞ ※該当部門がない場合は「該当なし」を選択



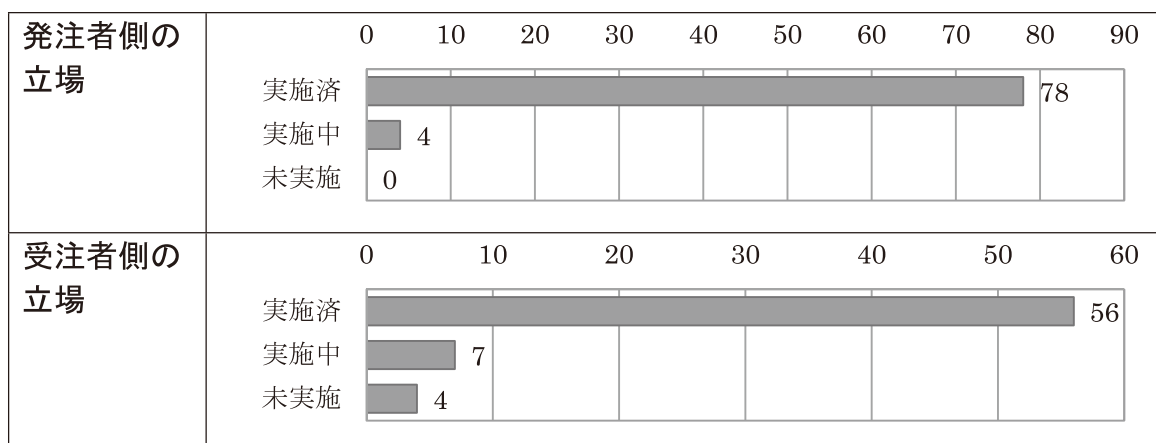
設問7. 貴社は、下請代金の低減要請の方法について、口頭での要請等、振興基準に記載された望ましくない事例を行わないことを徹底していますか。／貴社が「受注側の立場」では、同内容が発注側企業において徹底されていますか。＜狭義：下請法対象取引＞



設問8. 設問7の「発注側の立場」で、「実施中」や「未実施」の主な理由をお答えください。【複数回答可】＜狭義：下請法対象取引＞

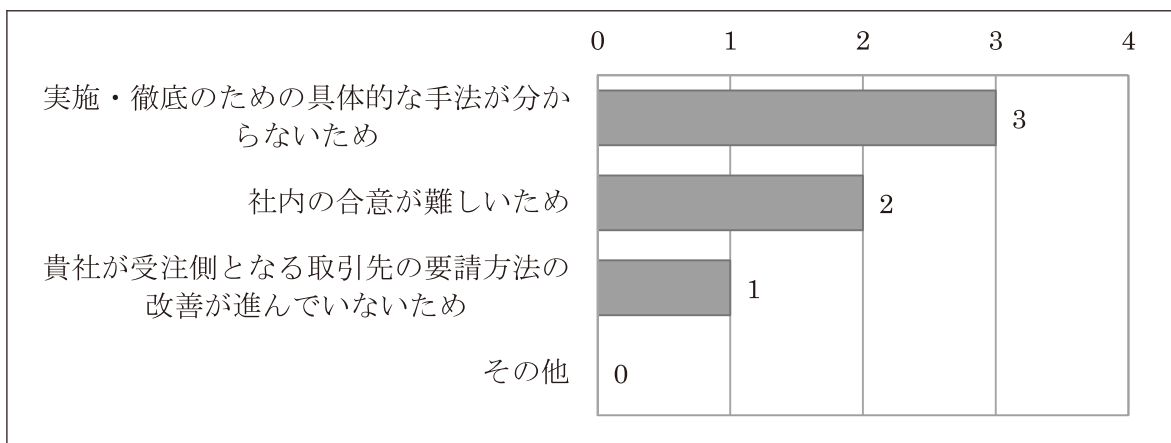


設問9. 貴社は、取引先から、労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合には、十分に協議することを徹底していますか。／貴社が「受注側の立場」では、同内容が発注側企業において徹底されていますか。＜広義：取引全般＞

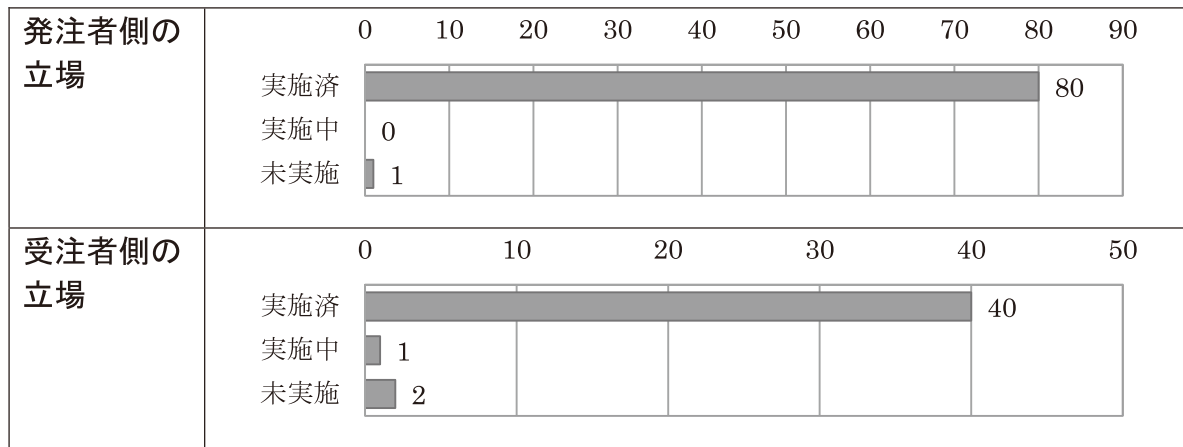


設問10. 設問9の「発注側の立場」で、「実施中」や「未実施」の主な理由をお答えください。「発注者の立場」に該当しない場合には「該当なし」を選択してください。

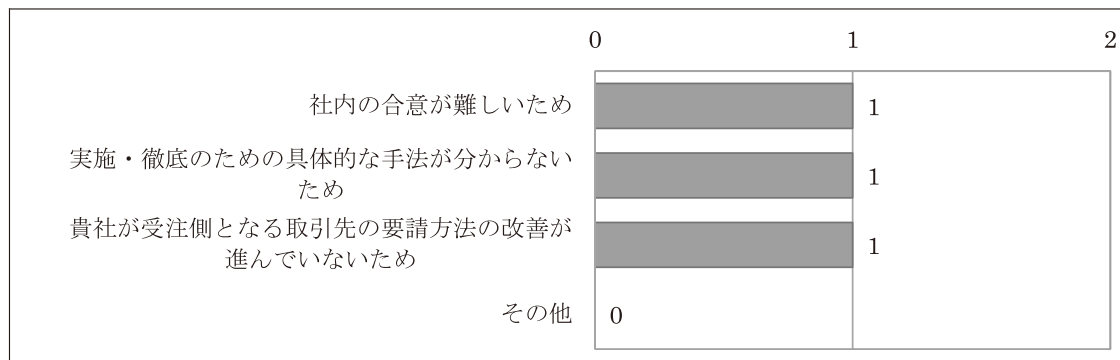
【複数回答可】＜広義：取引全般＞



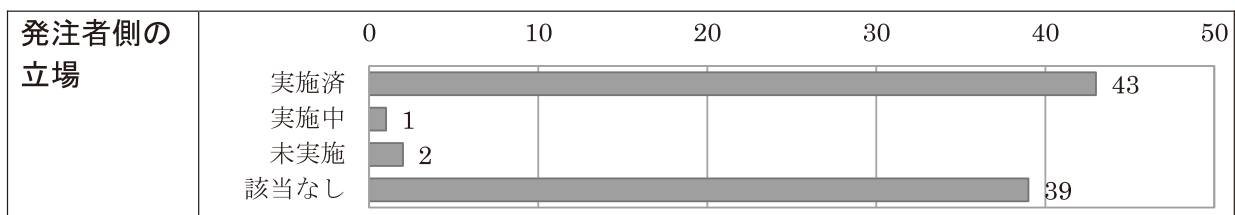
設問11. 貴社は、下請代金の支払いについて、現金払い、割引料負担の勘案及び手形等サイトの短縮に向けた方針や計画を策定していますか。／貴社が「受注側の立場」では、同内容が発注側企業において策定されていますか。＜狭義：下請法対象取引＞



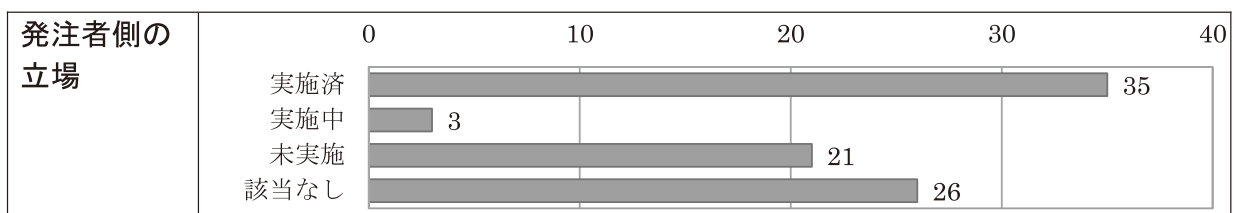
設問12. 設問11の「発注側の立場」で「実施中」や「未実施」の主な理由をお答えください。
「発注者の立場」に該当しない場合には「該当なし」を選択してください。
【複数回答可】＜狭義：下請法対象取引＞



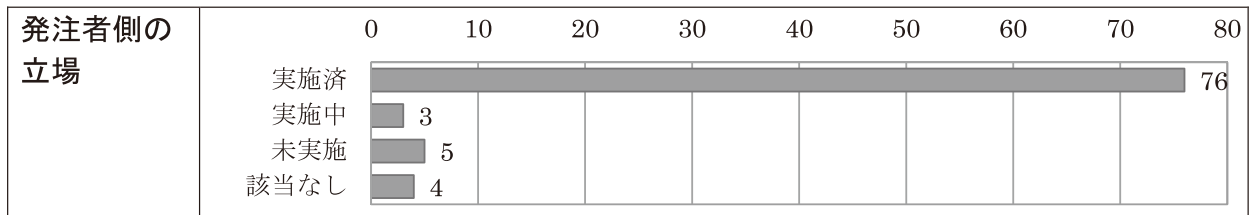
設問13. 連結会社に対するコンプライアンスの点検項目に適正取引が含まれていますか。
＜広義：取引全般＞



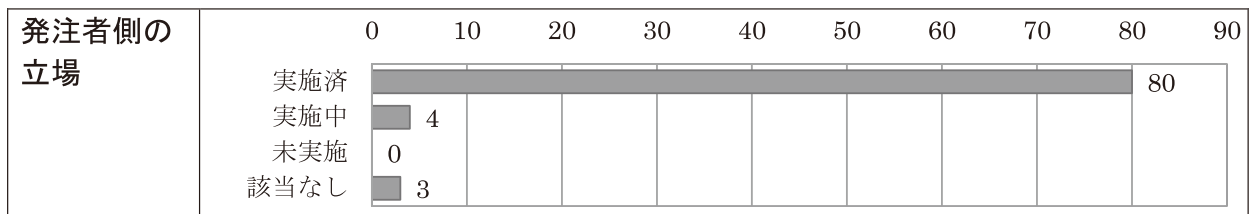
設問14. サプライチェーン全体で適正取引を進める観点から、直接の取引先を通じて、その先の取引先へも適正取引の働きかけを実施していますか。「発注者側の立場」に該当しない場合には「該当なし」を選択してください。＜広義：取引全般＞



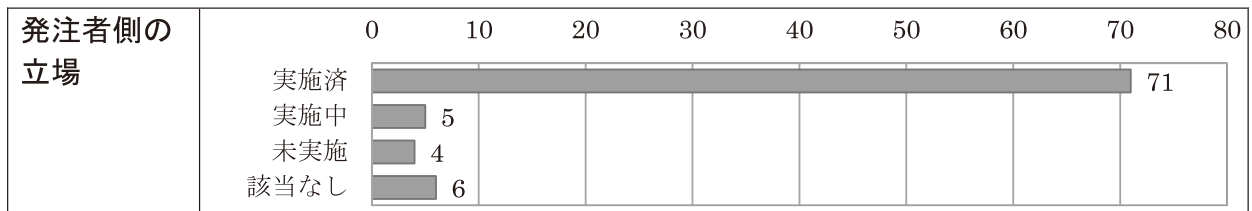
設問15. 「発注者側の立場」となる場合、委託先管理ルール（委託先の選定・調達やプロジェクト管理に関するルール・マニュアル等）を策定し運用していますか。「発注者側の立場」に該当しない場合には「該当なし」を選択してください。＜広義：取引全般＞



設問16. 「発注者側の立場」となる場合、適切な対価を払わずに契約外・仕様外で委託先に業務を負わせない運用を徹底していますか。「発注者側の立場」に該当しない場合には「該当なし」を選択してください。＜広義：取引全般＞



設問17. 「発注者側の立場」となる場合、多重取引の削減を自主的に進める観点から、技術や専門性の補完、プロジェクト・マネジメントなどの合理的な理由がある場合は別として、不当に多数の事業者に重層的に下請けさせる取引は自粛するようにしていますか。「発注者側の立場」に該当しない場合には「該当なし」を選択してください。＜広義：取引全般＞

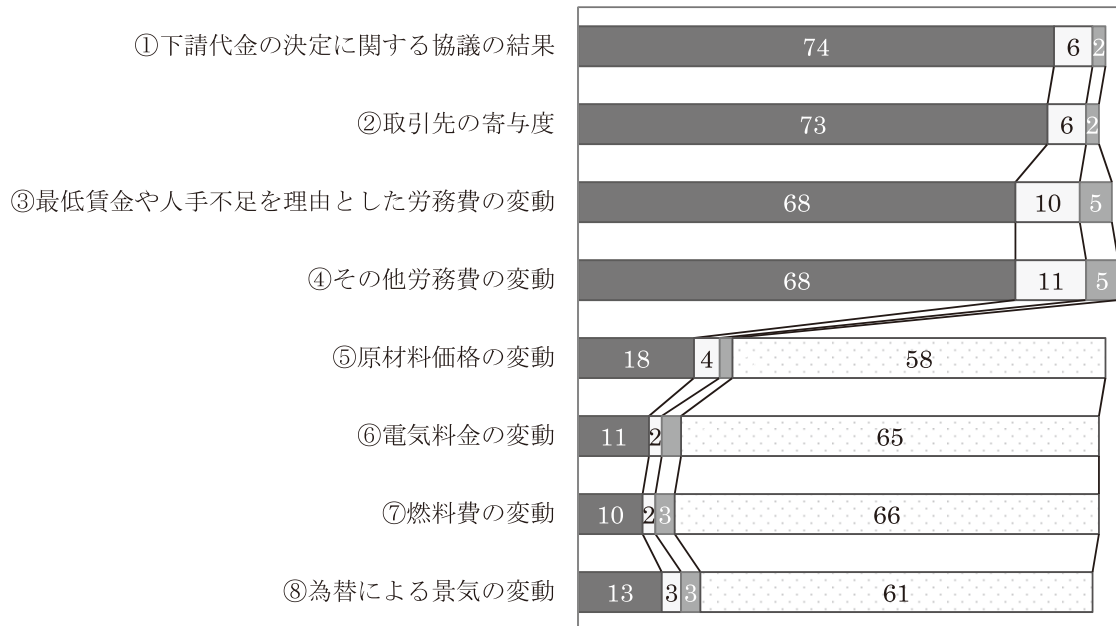


Ⅲ. フォローアップにおける重要改善指標（結果、取引条件）

設問18. 平成30年度（上期）に適用する単価の決定・改定にあたり、十分な協議の結果を踏まえ、その結果を反映できたと考える項目をお答えください。＜狭義：下請法対象取引の範囲、ただし③及び④については広義：取引全般＞

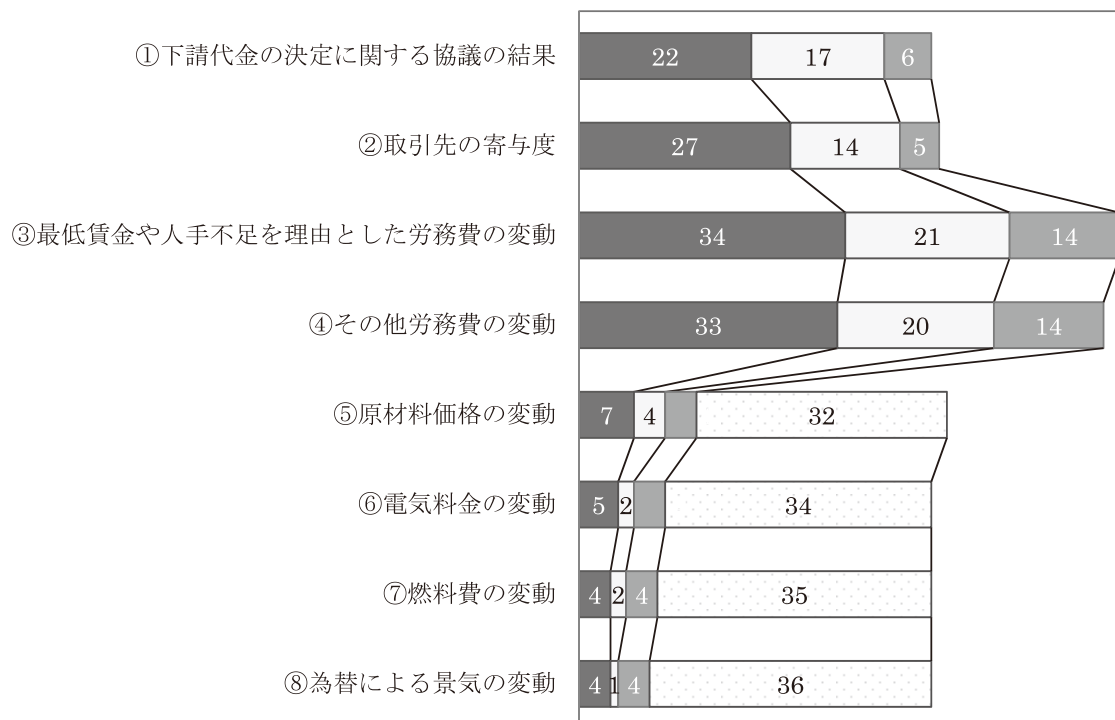
発注者側の立場として

■ 概ね反映できた □ 一部反映できた ■ あまり反映できなかった □ 変動の影響を受けない



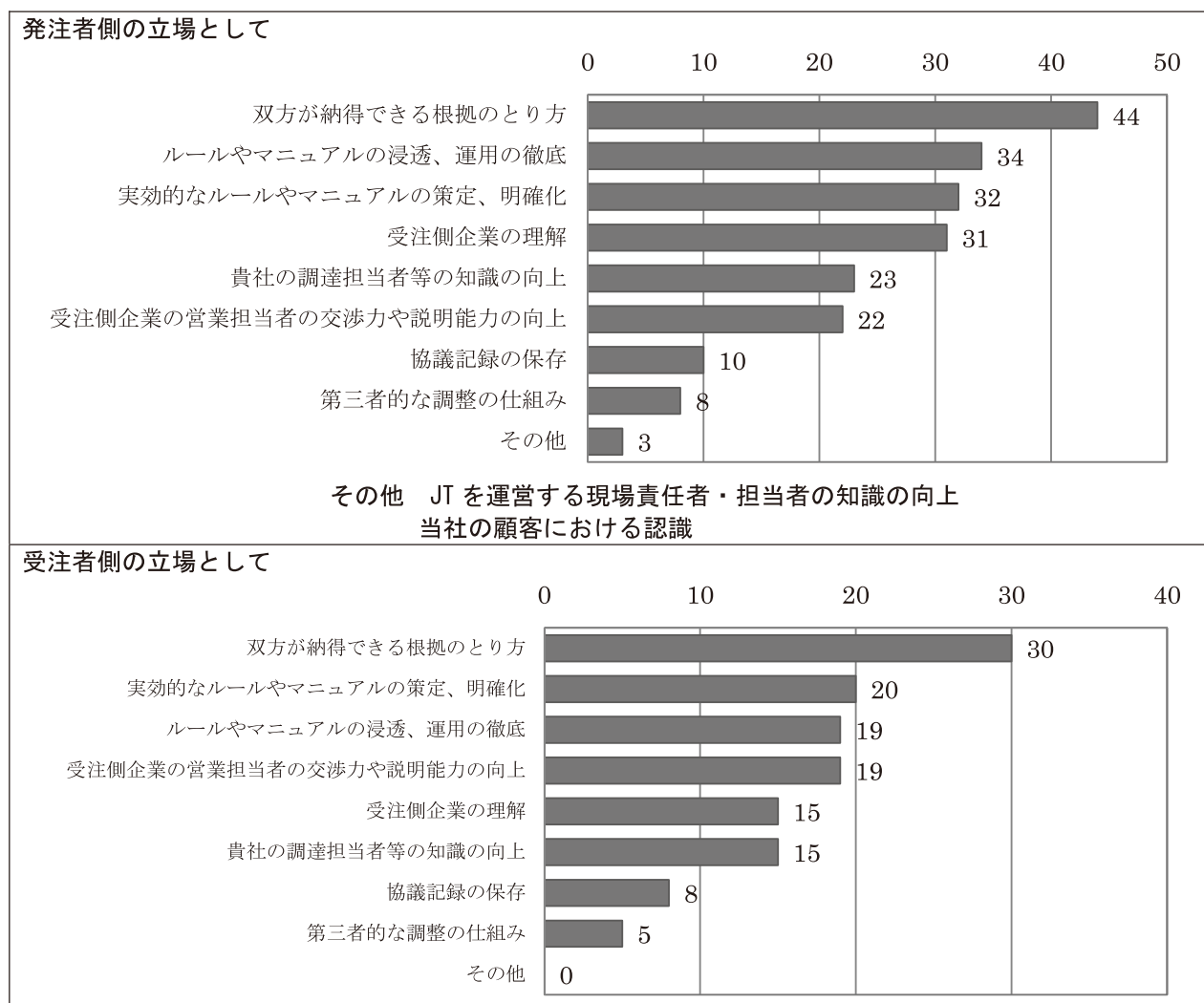
受注者側の立場として

■ 概ね反映できた □ 一部反映できた ■ あまり反映できなかった □ 変動の影響を受けない

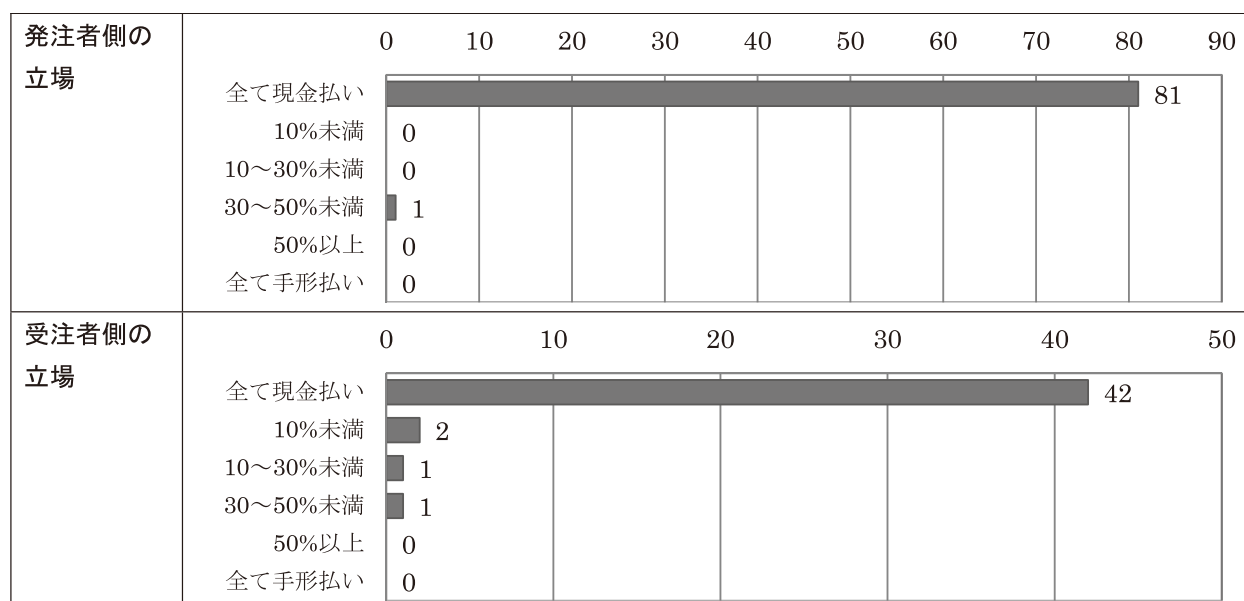


設問19. 取引対価の決定にあたって、より円滑な協議を行うための課題をお答えください。

【複数回答可】＜狭義：下請法対象取引＞



設問20. 下請代金を手形等で支払っている割合はどれくらいですか。＜狭義：下請法対象取引＞



設問21. 下請代金を手形等で支払っている場合、下請事業者の負担とすることのないよう、現金化にかかる割引料等のコストを勘案して下請代金の額を決定していますか。

＜狭義：下請法対象取引＞ ※設問18で全て現金払いと回答した場合には回答不要

発注者側の立場	0	1	2	3
概ね勘案している（概ね発注側負担）	0			
一部勘案している（一部発注側負担）		1		
あまり勘案していない（概ね受注側負担）	0			

受注者側の立場	0	1	2	3	4
概ね勘案している（概ね発注側負担）		1			
一部勘案している（一部発注側負担）	0				
あまり勘案していない（概ね受注側負担）				3	

設問22. 下請代金を手形等で支払っている場合、手形等の支払期間は最長どれくらいですか。

＜狭義：下請法対象取引＞ ※設問18で全て現金払いと回答した場合には回答不要

発注者側の立場	0	1	2
30日（1ヶ月）以内	0		
60日（2ヶ月）以内		1	
90日（3ヶ月）以内	0		
120日（4ヶ月）以内	0		
120日（4ヶ月）超	0		

受注者側の立場	0	1	2	3
30日（1ヶ月）以内	0			
60日（2ヶ月）以内	0			
90日（3ヶ月）以内		1		
120日（4ヶ月）以内			2	
120日（4ヶ月）超	0			

設問23. 取引先と、生産性の向上に向けて取り組んでいることはありますか。

【複数回答可】＜広義：取引全般＞

発注者側の立場として	0	10	20	30	40	50	60	70	80
定期的な取引先との面談機会の確保								69	
定期的な取引先の事業所・工場への訪問			22						
生産性向上に関する社内研究会の開催			15						
取引先の事業承継支援		3							
その他		4							
取引先が開催するセミナーへの参加 定期的な評価のフィードバック									
受注者側の立場として	0	10	20	30	40	50	60	70	
定期的な取引先との面談機会の確保							59		
定期的な取引先の事業所・工場への訪問			25						
生産性向上に関する社内研究会の開催			18						
取引先の事業承継支援		2							
その他	0								

Ⅳ．その他

設問24. 他社へ紹介することができる、サプライチェーン全体での取引適正化に関する取組について、好事例があれば自由に記載してください。＜広義：取引全般＞

- ・ コアパートナー制度導入済
- ・ 年度の始めに、取引先約40社向けに当社グループ（IT部門）の中期・当年度の経営戦略を説明する会を開催し相互理解に努めている。
- ・ 上記記載の戦略説明会含め取引先同士が交流できる場を複数回設け、取引先同士の関係強化につなげるなど、取引の透明化にも努めている。
- ・ 新任管理者に対する研修の実施
- ・ 現場への定期的なコンプライアンス確認・指導

設問25. 他社へ紹介することができる、サプライチェーン全体での付加価値向上に関する取組について、好事例があれば自由に記載してください。＜広義：取引全般＞

- ・ 海外発注（オフショア）推進中
- ・ 下請会社への技術勉強会の実施

設問26. 取引条件の改善を進める上での課題や、業界団体や政府への対応の要望等があれば自由に記載してください。＜広義：取引全般＞

- ・ 不正は問題外ですが、過ぎた干渉は避けて頂きたい。
- ・ 大手メーカーほど、費用軽減を要求してくる。
- ・ メーカーは調達部門と調達現場で意見が違っている。
- ・ 手形での支払を無くして欲しい。
- ・ 当業界に多いと言われている稼動精算型契約やランク別単金について、労働局からは偽装請負の疑義を持たれやすい。業界としての解決策・見解を示してほしい。
- ・ 昨年度提言した内容について現在JISA様と連携して検討を進めている。
- ・ アジャイル開発技法等昨今の開発手法や技術の進歩に合わせた受委託のあり方や契約モデルについてより詳細に示してほしい。（現状は少し記載があるだけなので）
- ・ 広義の取引全般について、立法と行政機関による運用が産業界の実態と乖離していると感じる。特に、派遣法については、必ずしも個々人の働きかたのスタイルを反映したものではなく、そのことにより、これに合致しない労働者の不利益になってしまったり、企業・産業界の活力を奪いかねないか危惧される。企業は、グローバルに競争している。また、新しい働きかた、ワークスタイルも求められている。その観点からも日本が生き残れるような未来志向の立法をしてほしい。